

木曾三川下流域自然再生検討会 規約（案）

（趣 旨）

第1条 本会は、「木曾三川下流域自然再生検討会」（以下、「検討会」という。）と称し、その組織及び運営については、この規約に定めるところによる。

（目 的）

第2条 検討会は、「木曾三川下流域自然再生計画」を検討するにあたり、木曾三川下流域に関わりが深く地域の生物や環境、自然再生事業等に詳しい学識者・有識者の方々に、木曾三川下流域の現状、変化、環境上の課題、自然再生の考え方等について、多様な視点から意見をいただくことを目的とする。

（構 成）

第3条 検討会は、木曾三川下流域に関わりが深く地域の生物や環境、自然再生事業等に詳しい学識者・有識者である委員から構成し、委員は別表のとおりとする。

2. 委員は、河川管理者である国土交通省木曾川下流河川事務所長が委嘱する。
3. 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

（運 営）

第4条 検討会には、座長をおく。

2. 座長は事務局より選任され、会務を統括するとともに、検討会の開催にあたって委員を召集する。
3. 座長に事故があるときは、座長が指名する委員がその職務を代行する。
4. 座長は、検討会の目的を遂行するために必要と認めた場合には、検討会に委員以外の出席者を求めることができる。

（情報公開）

第5条 検討会は原則公開とし、検討会資料、議事概要を事務局より公表する。その他一般傍聴や公表方法等は別途定める。ただし、検討会資料、議事概要の中の貴重種に係わる情報については非公表とする。

（事務局）

第6条 検討会の事務局は、国土交通省木曾川下流河川事務所内に置く。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が検討会に諮って検討会で定めるものとする。

2. この規約の改正については、検討会で定めるものとする。

附則

（施行期日）

この規約は、平成21年2月16日から施行する。

< 別 表 >

「木曾三川下流域自然再生検討会」 委員名簿（案）

役職	氏名	所 属 等	専 門 等
委員	あきた すずね 秋田 清音	桑名漁業協同組合連合会 代表理事会長	漁協
委員	いとう なおゆき 伊藤 直之	木曾三川夢の郷を育む会 代表 / NPO法人魅力発見木曾三川 代表理事	市民団体
委員	かやば ゆういち 萱場 祐一	独立行政法人土木研究所 総括主任研究員 / 自然共生研究センター長	河川生態
委員	せきぐち ひでお 関口 秀夫	三重大学 大学院生物資源学研究科 招へい教授	底生生物 ・ 海洋
座長	ふじたゆういちろう 藤田 裕一郎	岐阜大学流域圏科学研究センター 教授	河川工学
委員	ますだ みちこ 増田 理子	名古屋工業大学大学院工学研究科 准教授	保全生物、 繁殖生態
委員	もり せい 森 誠一	岐阜経済大学 経済学部 教授	魚類
委員	わたなべ つとむ 渡辺 勉	海津市漁業協同組合 組合長	漁協

（敬称略 五十音順）

<別紙>

木曾三川下流域自然再生検討会の情報公開について（案）

木曾三川下流域自然再生検討会（以下「検討会」という。）規約第5条に基づき、「情報公開」の方法等を下記のとおり定める。

（議事）

- ・ 議事は原則公開とする。ただし、検討会の円滑な運営を図るため、ビデオ、カメラ等の撮影は、座長の挨拶までとする。
- ・ 貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等については、非公開とする。

（資料）

- ・ 検討会資料（議事の説明資料、配付資料）は原則公開とする。ただし、貴重種の情報、個人情報保護法に抵触する資料は、委員に限り配布するものとし、また、必要に応じて回収する。
- ・ 公表資料は、木曾川下流河川事務所において閲覧できるよう、事務局において対応する。
- ・ なお、公表資料は閲覧場所への設置とともに、ホームページでも閲覧できるようにする。

（議事概要）

- ・ 議事概要を検討会終了後に作成し、全委員の確認を得た上で、公開する。ただし、貴重種の情報、発言者の個人名は非公開とする。